

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ夢コープ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 ワーカーズコープ夢コープという。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ふれあいとあたたかさのある地域社会の実現を目指し、だれもがその人らしく快適に暮らせるよう生活の自立支援に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家事援助、身体介護、子どもや赤ちゃんの世話、高齢者・障害のある方への支援等くらしの助け合い事業
- (2) 研修、啓発等の事業
- (3) 地域福祉のためのネットワーク作りに関する事業
- (4) 介護保険法ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく下記の事業
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
 - ② 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - ③ 介護保険法に基づく第一号事業
 - ④ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
 - ⑤ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑥ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (5) その他、目的実現に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとし、夢コープ会員をもって法上の社員とする。

- (1) 夢コープ会員 本会の目的に賛同し、その事業に積極的に参加する意欲を有する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、支援を行う個人又は団体

(入会)

第7条 本会の会員には、本会の定める加入申込書を理事長に提出することによりなれる。

(年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき。または、賛助会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会員が当該年度内に年会費を納入しなかったとき。
 - (3) 除名されたとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した年会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(定 数)

第12条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

(選 任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の中から理事長1名、副理事長2名を理事会において選任する。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。

(職 務)

第14条 理事長は、本会を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬 等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。

(職 員)

第19条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、夢コープ会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 活動報告及び活動決算
- (2) 活動方針、事業計画及び活動予算
- (3) 役員の選任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び合併
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 夢コープ会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した夢コープ会員の中から選出する。

(定 足 数)

第26条 総会は、夢コープ会員10名以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した夢コープ会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第28条 夢コープ会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない夢コープ会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の夢コープ会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した夢コープ会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する夢コープ会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 夢コープ会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した夢コープ会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、総会に付議すべき事項を議決するとともに、総会の決定に基づき、日常運営の執行方針を議決し、その実現を図ることを夢コープ会員より委任され、執行権を有する。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集及び議長)

第33条 理事会は、理事長が招集し、その議長は出席理事の互選により定める。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席で成立する。

(議決)

第35条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(表決権)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人

2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 年会費
- (4) 資産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 その他会計に関する必要事項は別に定める。

(事業計画及び活動予算)

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び活動決算)

第43条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した夢コープ会員の4分の3以上の賛成をもって議決する。

2 定款変更において、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 夢コープ会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、夢コープ会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 本会の解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点の総会において、議決承認された者に譲渡するものとする。

(合併)

第48条 本会が合併しようとするときは、総会において夢コープ会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第50条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) ヘルパー会員 入会金 なし 年会費 2,000円
 - (2) 利用会員 入会金 3,000円 年会費 2,000円
 - (3) 賛助会員 入会金 なし 年会費 (一口以上) 個人一口 2,000円 団体一口 10,000円
- 3 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成12年4月30日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成12年3月20日までとする。

附則 この定款は、平成24年5月19日より施行する。

附則 この定款は、平成24年10月3日から施行する。

附則 この定款は、平成24年12月15日から施行する。

附則 この定款は、平成25年10月18日から施行する。

附則 この定款は、平成27年10月2日から施行する。

附則 この定款は、平成28年8月18日から施行する。

附則 この定款は、平成29年8月23日から施行する。

附則 この定款は、令和元年7月24日から施行する。

附則 この定款は、令和2年8月7日から施行する。

附則 この定款は、令和8年5月23日から施行する。

附則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

これは、現行定款である。

静岡市葵区黒金町12番地の5

特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープ

理事 杉井 初世